

入札公告時における積算参考資料の明示要領（試行）

1 目的

本要領は、土木工事の積算において、見積り等で決定した単価及び歩掛をはじめ、仮設材の賃料日数及び借地料など、これまで非公表としていた積算条件について、入札過程における積算条件の透明性、客観性及び事務の効率性を確保することを目的とし、入札公告時に従来の設計図書とは別に積算参考資料として明示することとしたので、これらに関連する必要事項を定めるものである。

2 適用範囲

本要領は、以下の全てに該当するものに適用する。

- （１）さいたま市が発注する土木工事
ただし、単価契約工事は除く。
- （２）令和７年７月１日以降に起案する工事
- （３）本要領の「４ 明示する内容」に規定する内容を含む工事

3 定義

本要領で使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- （１）設計図書
契約条件となるもの。
発注者が指定する目的物の仕様、規格・寸法、数量等を示したもので、工事仕様書（ただし、使用機械及び施工方法を除く。）、特記仕様書、数量総括表、設計図などを指し、受注者が任意で決定することができない条件。
- （２）積算参考資料
契約条件とはならないもの。
発注者が予定価格を算定するために用いた積算上の条件や考えを示したもので、参考図、本要領で規定する事項などを指し、受注者の任意性を拘束しない条件。

4 明示する内容

入札公告時に明示する積算参考資料は以下のとおりとする。

- （１）単価設定
ア）物価資料
「さいたま市土木工事標準積算基準書Ⅰ-2-①-1 ①直接工事費 １材料費（２）価格 ２）物価資料による場合」に該当するものについて、登録コード、資材名、

規格・寸法、単位、物価資料の掲載頁等を明示。

イ) 見積り等

「さいたま市土木工事標準積算基準書 I-2-①-1 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 3) 1) 及び 2) の方法によりがたい場合」に該当するものについて、登録コード、資材名、規格・寸法、単位、採用単価等を明示。

なお、特別調査(臨時)を含むものとする。

(2) 歩掛

見積り歩掛

「さいたま市土木工事標準積算基準書 I-2-①-2 ①直接工事費 2 歩掛 (2) 見積りによる施工歩掛の決定について」に該当するものについて、工種、歩掛構成(名称、規格、単位、数量)、日当り施工量等を明示。

(3) 仮設工に関する事項

ア) 交通誘導警備員

全ての工種の総人数(交代要員含む)を明示。

ただし、数量総括表には 1 式で明示。

イ) 水替工日数等

積算上の作業日数(対象工種の施工期間)等を明示。

ただし、数量総括表には 1 式で明示。

ウ) 敷鉄板や鋼矢板等の仮設材質料日数等

積算上の賃料日数(対象工種の施工期間)等を明示。

ただし、数量総括表には 1 式で明示。

(4) その他、特に明示が必要と考えられる積算条件

契約条件として設計図書に定めた内容及び上記(1)から(3)に該当するもの以外で、積算上特に明示が必要な条件。

ア) 借地料

積算上の借地単価、借地期間(対象工種の施工期間)を明示。

イ) 見積りによる建設副産物等の処分

積算上の運搬距離を明示。

ただし、契約条件となる内容については、「さいたま市土木工事標準積算基準書 I-5-②-1 ②条件明示 1 施工条件の明示」に記載のとおり、設計図書においても施工条件の明示をすること。

ウ) その他、積算に必要な条件に該当するもの

これらの他に、数量、日数、距離等で、明示しなければ積算が困難なもののうち、価格に関するもの以外については積極的に明示すること。

5 留意事項

(1) 明示すべき事項の判断基準は、さいたま市土木工事標準積算基準書、さいたま

市土木工事設計単価表など、一般に公表されている積算に用いる資料からでは決定が出来ない事項か否かで判断すること。

(2) 見積り徴収先には、情報開示請求があった場合の開示対象となり得ることを条件に付し、様式1を用いて見積り依頼を行うこと。

(3) 積算参考資料の明示は、様式2、様式3及び様式4を標準として行うこと。

(4) 以下に掲げる事項は、本要領施行後も明示は行わないこと。

ア) 物価資料における、価格

イ) 見積り等における、個々の見積り価格

ウ) 見積り等及び見積り歩掛における、見積り徴収先

6 その他

本要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、別途決定するものとする。

附 則

本要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年7月1日から施行する。